

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告	ページ
○ 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙の候補者【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】	2
○ 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙の無投票【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】	3
○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局事業部管理課】	4
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（6件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】	7

北九州市公告第562-2号

平成29年8月20日に実施する北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者は次のとおりであるので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年8月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の候補者

氏 名	住 所
安部俊雄	北九州市八幡西区折尾五丁目5番27-503号
大林英憲	北九州市八幡西区鷹見台三丁目2番1号
高松産業株式会社	北九州市八幡西区南鷹見町15番20号
安井紀義	北九州市八幡西区東筑二丁目11番15号
有限会社白石書店	北九州市八幡西区力丸町23番15号
橋本育代	北九州市八幡西区東筑一丁目11番10号
荒牧利充	埼玉県上尾市仲町二丁目5番3号

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の候補者

氏 名	住 所
大鵬鉦産株式会社	福岡市博多区博多駅前三丁目28番3号

北九州市公告第562-3号

平成29年8月20日に実施予定の北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙について、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

平成29年8月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第572号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市若松競艇場競走事業従事員給与システム導入業務
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 日額で計算可能な給与計算業務又は給与システム導入業務を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号
北九州市産業経済局事業部管理課
 - イ 日時 公告の日から平成29年8月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午後1時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年8月23日までに競争参加の申出書を北九州市産業経済局事業部管理課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号
北九州市産業経済局事業部管理課
若松競艇場東棟3階会議室

イ 日時 平成29年8月29日午後3時

ウ その他 途中入場は認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 平成29年8月31日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に平成29年9月5日午前10時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号
北九州市産業経済局事業部管理課
若松競艇場東棟3階会議室

イ 日時 平成29年9月7日午後3時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに下記実績資料を提出して確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 公告の日から平成29年8月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市若松区赤岩町13番1号
北九州市産業経済局事業部管理課

ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成29年8月24日までに通

知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局事業部管理課

〒808-0075 北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公告第 5 7 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク鞆ヶ谷
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町 2 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号
代表取締役社長 前川義広

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸

(2) 変更後

株式会社スピナ
代表取締役社長 前川義広

4 変更の年月日

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

5 変更する理由

店舗設置者の代表者に変更があったため

6 届出年月日

平成 2 9 年 8 月 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月14日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 5 7 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク千代

北九州市八幡西区千代三丁目 1 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役社長 前川義広

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社スピナ

代表取締役社長 小田孝幸

(2) 変更後

株式会社スピナ

代表取締役社長 前川義広

4 変更の年月日

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

5 変更する理由

店舗設置者の代表者に変更があったため

6 届出年月日

平成 2 9 年 8 月 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月14日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 5 7 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スピナマートさくら通り店
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号
代表取締役社長 前川義広

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸

(2) 変更後

株式会社スピナ
代表取締役社長 前川義広

4 変更の年月日

平成 2 9 年 6 月 2 9 日

5 変更する理由

店舗設置者の代表者に変更があったため

6 届出年月日

平成 2 9 年 8 月 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月14日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 5 7 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら一店
北九州市戸畑区一店二丁目 2 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号
代表取締役社長 前川義広
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
 - (2) 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 前川義広
- 4 変更の年月日
平成 2 9 年 6 月 2 9 日
- 5 変更する理由
店舗設置者の代表者に変更があったため
- 6 届出年月日
平成 2 9 年 8 月 4 日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月14日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年8月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高見ショッピングセンター

北九州市八幡東区高見二丁目7番6号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 前川義広

北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号4階

理事長 上田紀昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社スピナ

代表取締役社長 小田孝幸

北九州市住宅供給公社

理事長 上田紀昭

イ 変更後

株式会社スピナ

代表取締役社長 前川義広

北九州市住宅供給公社

理事長 上田紀昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 玉木 浩

ほか28者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 玉木 浩

ほか28者

4 変更の年月日

平成29年6月29日

5 変更する理由

店舗設置者の代表者及び小売業を行う者の変更があったため

6 届出年月日

平成29年8月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月14日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 5 7 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパーク鞆ヶ谷レストランパーク
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町 2 番 2 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号
代表取締役社長 前川義広
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
 - イ 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 前川義広
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社積文館書店
代表取締役社長 松本敏昭
ほか 2 者
 - イ 変更後
株式会社積文館書店
代表取締役社長 小口 尚

ほか2者

4 変更の年月日

平成29年6月29日

5 変更する理由

店舗設置者の代表者及び小売業を行う者の変更があったため

6 届出年月日

平成29年8月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年8月14日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年12月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見